

改正後	改正前
<p>千葉県建築基準法施行細則</p> <p>昭和三十九年三月二十一日 規則第十二号</p> <p>(指定申請書及び認定申請書)</p> <p>第十八条 法第三条第一項第三号の規定による指定を受けようとする者は、保 存建築物指定申請書（別記第十二号様式の二）に必要な設計図書その他必要 な資料を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 次の各号に掲げる認定を受けようとする者は、認定申請書（別記第十三号 様式）を知事に提出しなければならない。この場合において、第二号から第 十六号までの認定にあつては、法第六条第一項の規定による確認の申請をす る前に認定申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 法第三条第一項第四号の規定による認定</p> <p>二 法第四十二条第二項の規定による認定</p> <p>三 政令第一百五十五条の二第一項第四号ただし書の規定による認定</p> <p>四 施行条例第五条ただし書の規定による認定</p> <p>五 施行条例第七条ただし書の規定による認定</p> <p>六 施行条例第八条ただし書の規定による認定</p> <p>七 施行条例第十二条ただし書の規定による認定</p> <p>八 施行条例第十四条第三項の規定による認定</p> <p>九 施行条例第二十二条の三の規定による認定</p> <p>十 施行条例第二十三条第三項の規定による認定</p> <p>十一 施行条例第三十九条第三項第二号の規定による認定</p> <p>十二 施行条例第四十条第一項第二号の規定による認定</p> <p>十三 施行条例第四十二条第三項の規定による認定</p> <p>十四 施行条例第四十四条第三項の規定による認定</p> <p>十五 施行条例第五十条の三第一項ただし書の規定による認定</p> <p>十六 施行条例第五十一条第五項の規定による認定</p> <p>3 省令第十条の四の二第一項に規定する認定申請書及び前項の認定申請書に は、必要な設計図書を添付しなければならない。</p> <p>4 省令第十条の二十三第六項の規定により規則で定める図書及び書類は、二</p>	<p>千葉県建築基準法施行細則</p> <p>昭和三十九年三月二十一日 規則第十二号</p> <p>(指定申請書及び認定申請書)</p> <p>第十八条 法第三条第一項第三号の規定による指定を受けようとする者は、保 存建築物指定申請書（別記第十二号様式の二）に必要な設計図書その他必要 な資料を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 次の各号に掲げる認定を受けようとする者は、認定申請書（別記第十三号 様式）を知事に提出しなければならない。この場合において、第二号から第 十六号までの認定にあつては、法第六条第一項の規定による確認の申請をす る前に認定申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 法第三条第一項第四号の規定による認定</p> <p>二 法第四十二条第二項の規定による認定</p> <p>三 政令第一百五十五条の二第一項第四号ただし書の規定による認定</p> <p>四 施行条例第五条ただし書の規定による認定</p> <p>五 施行条例第七条ただし書の規定による認定</p> <p>六 施行条例第八条ただし書の規定による認定</p> <p>七 施行条例第十二条ただし書の規定による認定</p> <p>八 施行条例第十四条第三項の規定による認定</p> <p>九 施行条例第二十二条の三の規定による認定</p> <p>十 施行条例第二十三条第三項の規定による認定</p> <p>十一 施行条例第三十九条第三項第二号の規定による認定</p> <p>十二 施行条例第四十条第一項第二号の規定による認定</p> <p>十三 施行条例第四十二条第三項の規定による認定</p> <p>十四 施行条例第四十四条第三項の規定による認定</p> <p>十五 施行条例第五十条の三第一項ただし書の規定による認定</p> <p>十六 施行条例第五十一条第五項の規定による認定</p> <p>3 省令第十条の四の二第一項に規定する認定申請書及び前項の認定申請書に は、必要な設計図書を添付しなければならない。</p> <p>4 省令第十条の二十三第六項の規定により規則で定める図書及び書類は、二</p>

以上の工事に分けて行うことの理由書及び申請に係る建築物の計画が法第六条の三第一項又は**第十八条第五項**の構造計算適合性判定を要するものである場合にあつては、法第六条の三第七項若しくは**第十八条第十一項**の適合判定通知書又はその写しとする。

5 知事は、第一項の規定による申請について指定するときは保存建築物指定通知書（別記第十二号様式の二）により、第二項の規定による申請について認定するときは認定通知書（別記第十三号様式）により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

（認定建築主の届出書類）

第十八条の二 法第八十六条の八第一項及び法第八十七条の二第一項の認定を受けた全体計画に係るそれぞれの工事の建築主は、当該それぞれの工事に着手したときは、当該それぞれの工事に着手した日から四日以内に認定工事着手届（別記第十四号様式）を知事に届け出るものとする。

2 前項の建築主が当該それぞれの工事を完了した場合には、当該それぞれの工事が完了した日から四日以内に認定工事完了届（別記第十四号様式の二）を知事に届け出るものとする。ただし、法第六条第一項、法第六条の二第一項又は法第十八条第三項若しくは**第四項**に規定する確認済証の交付を受けた場合については、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第八十六条の八第三項（法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の認定を受けた全体計画に係る工事の場合に準用する。

以上の工事に分けて行うことの理由書及び申請に係る建築物の計画が法第六条の三第一項又は**第十八条第四項**の構造計算適合性判定を要するものである場合にあつては、法第六条の三第七項若しくは**第十八条第十項**の適合判定通知書又はその写しとする。

5 知事は、第一項の規定による申請について指定するときは保存建築物指定通知書（別記第十二号様式の二）により、第二項の規定による申請について認定するときは認定通知書（別記第十三号様式）により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

（認定建築主の届出書類）

第十八条の二 法第八十六条の八第一項及び法第八十七条の二第一項の認定を受けた全体計画に係るそれぞれの工事の建築主は、当該それぞれの工事に着手したときは、当該それぞれの工事に着手した日から四日以内に認定工事着手届（別記第十四号様式）を知事に届け出るものとする。

2 前項の建築主が当該それぞれの工事を完了した場合には、当該それぞれの工事が完了した日から四日以内に認定工事完了届（別記第十四号様式の二）を知事に届け出るものとする。ただし、法第六条第一項、法第六条の二第一項又は法第十八条第三項に規定する確認済証の交付を受けた場合については、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第八十六条の八第三項（法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の認定を受けた全体計画に係る工事の場合に準用する。